

令和3年 第7回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和3年5月12日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和3年 第7回 教育委員会会議 議事

○議 案

- 議案第15号 四日市市立博物館協議会委員の任命について
- 議案第16号 四日市市立図書館協議会委員の任命について
- 議案第17号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の任命について
- 議案第18号 四日市市社会教育委員の委嘱について

○報 告

- ・令和3年4月市立小中学校における新型コロナウイルス発生状況及びその対応について
- ・教員の時間外勤務状況及び働き方改革について

議案第15号

四日市市立博物館協議会委員の任命について

四日市市立博物館条例（平成5年条例第16号）第15条の規定に基づき、次の14名を四日市市立博物館協議会委員に任命する。

令和3年5月12日提出

四日市市教育長 葛西文雄

諸戸美香
山内日
高原栄美
牧好生
竹下すま子
佐藤房雄
山本郁子
太田幸子
桐生定巳
播磨良紀
伊藤信成
北原政子
秦昌弘
市川稔規

（発令者） 四日市市教育委員会

（任期） 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市立博物館協議会委員

根拠法令：博物館法

四日市市立博物館条例

任 期：令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

定 数：20名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	備考
1	諸 戸 美 香	四日市市立小学校長会代表（常磐西小学校長）	新任
2	山 内 日	四日市市立中学校長会代表（中部中学校長）	新任
3	高 原 栄 美	四日市市公立幼稚園長会代表（笹川中央幼稚園長）	新任
4	牧 好 生	四日市市私立学校代表（暁小学校長）	再任
5	竹 下 すま子	四日市市社会教育委員代表	再任
6	佐 藤 房 雄	四日市市自治会連合会代表（理事）	再任
7	山 本 郁 子	博物館ボランティアの会代表（博物館）	新任
8	太 田 幸 子	博物館ボランティアの会代表（天文）	新任
9	桐 生 定 巳	四日市市文化財保護審議会代表	再任
10	播 磨 良 紀	中京大学文学部教授	再任
11	伊 藤 信 成	三重大学教育学部教授	再任
12	北 原 政 子	おんたけ休暇村天文館館長	再任
13	秦 昌 弘	学校法人皇學館理事	新任
14	市 川 稔 規	四日市市 PTA 連絡協議会代表	新任

< 議案参考資料 >

四日市市立博物館協議会	
活動内容	博物館の事業報告や次年度以降の計画に対しての意見や、博物館の方向性等についての提案を行い、意見をもらう。
議論の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 市史資料庫の古文書資料のデジタル化を進めているようだが、完了後の公開は考えているのか。 ② コロナ禍で中止した事業と実施した事業の考え方は。 ③ 流れ星観望会が21時終了ではもったいない。深夜までできると良い。 ④ 学芸員の研究時間を確保して、ゆくゆくは展覧会へつなげてほしい。
開催頻度	年間2回実施
政策の反映状況 や業務改善事例	<ul style="list-style-type: none"> ① 完了後は資料所有者や人権等に配慮した上で、公開する方向。 ② 講演会等は、講師が県外から来られる場合は中止。またバスを使った事業も、乗員定数を半分以下に減らすことになるため中止。 ③ 流星観望会など、21時終了のものを21時30分終了にした。 ④ 展覧会の開催数を未来館と合わせて4本（1本減）にし、資料整理や調査等に充てる時間としたい。

博物館法

(博物館協議会)

第 20 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 21 条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 22 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

文部科学省令第 24 号

博物館法施行規則

第 3 章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第 18 条 法第 22 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

四日市市立博物館条例

(博物館協議会)

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第 20 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第16号

四日市市立図書館協議会委員の任命について

四日市市立図書館協議会条例（平成12年条例第39号）第2条の規定に基づき、
次の9名を四日市市立図書館協議会委員に任命する。

令和3年5月12日提出

四日市市教育長 葛 西 文 雄

岡 田 博 子

竹 内 裕 子

竹 下 す ま 子

中 井 孝 幸

福 永 智 子

藤 田 一 樹

前 田 匠

松 井 真 理 子

渡 部 通 廣

（発令者）四日市市教育委員会

（任 期）令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市立図書館協議会委員

根拠法令：図書館法

四日市市立図書館協議会条例

任 期：令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

定 数：9名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	備 考
1	岡 田 博 子	図書館ボランティア〔読み聞かせ会〕	再任
2	竹 内 裕 子	三重県学校図書館協議会学校図書館司書部北勢支部	新任
3	竹 下 す ま 子	四日市市社会教育委員	再任
4	中 井 孝 幸	愛知工業大学工学部建築学科長 教授	再任
5	福 永 智 子	椛山女学園大学文化情報学部文化情報学科教授	再任
6	藤 田 一 樹	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長〔地域福祉、ボランティア〕	再任
7	前 田 匠	四日市市立中学校長会 三滝中学校長	新任
8	松 井 真 理 子	四日市大学 総合政策学部教授	再任
9	渡 部 通 廣	図書館ボランティア〔音訳・朗読〕	再任

(五十音順)

図書館協議会	
活動内容	図書館の事業方針や事業計画、事業実績の報告や現在の図書館における課題について委員から意見をいただく。また、新図書館に向けての現在の状況や協議会としての関わり方について意見をいただく。
議論の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館における新型コロナウイルス感染症対策について ・ 令和3年度実施予定事業の「図書資料のデジタル化」について ・ 電子書籍の導入について
開催頻度	年間3回程度実施
政策の反映状況 や業務改善事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため図書消毒機を導入した。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

○図書館法（抜粋）

（昭和25年4月30日 法律第118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則（抜粋）

（昭和25年9月6日 文部省令第27号）

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○四日市市立図書館協議会条例

平成12年3月29日

条例第39号

改正 平成16年12月28日条例第55号

平成21年1月23日条例第1号

四日市市立図書館協議会条例(昭和30年四日市市条例第9号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、四日市市立図書館(以下「図書館」という。)に四日市市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の任命)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

(一部改正〔平成21年条例1号〕)

(定数及び任期)

第3条 委員の定数は、9人以内とする。

2 委員の任期は1年とする。ただし、委員に特別の事情があるときは任期中であっても解任することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成16年条例55号〕)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

附 則 (平成21年1月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

四日市市少年自然の家運営協議会委員の任命について

四日市市少年自然の家運営協議会規則（昭和62年四日市市教委規則第3号）
第3条の規定に基づき、次の9名を四日市市少年自然の家運営協議会委員に委
嘱し、又は任命する。

令和3年5月12日提出

四日市市教育長 葛西 文雄

原 由香里

大立目 佳久

市川 公子

矢田 美穂子

近藤 孝嗣

堀江 啓子

堤 武

小林 正人

上田 浩嗣

（発令者） 四日市市教育委員会

（任期） 令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

<議案参考資料>

四日市市少年自然の家運営協議会委員

根拠法令 : 四日市市少年自然の家条例



四日市市少年自然の家運営協議会規則

任 期 : 下記任期のとおり

定 数 : 10名以内

No.	氏 名	役 職 ・ 団 体 名 等	任 期	備 考
1	原 由 香 里	小学校長会代表 (高花平小学校校長)	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	新任
2	大 立 目 佳 久	中学校長会代表 (西陵中学校校長)	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	再任
3	市 川 公 子	教職員代表 (桜小学校教諭)	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	再任
4	矢 田 美 穂 子	四日市市子ども会育成者連絡協議会代表	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	新任
5	近 藤 孝 嗣	元四日市市少年自然の家所長	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	再任
6	堀 江 啓 子	市民代表	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	新任
7	堤 武	前水沢地区連合自治会長	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	再任
8	小 林 正 人	指導課長	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	新任
9	上 田 浩 嗣	こども未来課長	令和3年7月1日～ 令和5年6月30日	新任

<議案参考資料>

少年自然の家運営協議会委員	
活動内容	小・中学校の自然教室や指定管理者の主催する様々な事業についての内容等について意見をもらう。
議論の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における少年自然の家の運営について ・自然教室では急な予定変更などにもきめ細やかに対応していただいている。 ・自然教室では職員の対応が大変良いという声が多くある一方で、教職員が指導面で自然の家のスタッフに任せすぎているのではないか。 <p>→できる限り事前の打ち合わせの時に試作などを体験してもらうことで教職員の指導力を高めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業等について <p>自然の家の教育目標は「自然の中で」、「自分をみがく」、「友達の輪を広げる」である。これは昭和48年に少年自然の家が落成して以来変わらないものである。現在も市主催のジュニアリーダー養成講習会や自然の家のスタッフ育成を目的とした主催事業など多くの市内小中学生が活動している。一方、施設の面では老朽化が進んでいる。継続的な施設の更新を行い、より安全・安心な施設運営を目指したい。</p>
開催頻度	年間2回実施
政策の反映状況 や業務改善事例	<div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>安心して食事がとれるように、食堂にはアクリル板を設置。また、宿泊室の寝具は毎日、職員によって消毒作業が行われている。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: flex-start; margin-top: 10px;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>破損した木製の橋も、作業員によって即日修繕が行われた。</p> </div> </div>

○四日市市少年自然の家条例（抜粋）

（運営協議会の設置）

第16条 委員会は、自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため、四日市市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○四日市市少年自然の家運営協議会規則（抜粋）

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小、中学校代表
- (2) 社会教育関係団体の代表
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第18号

四日市市社会教育委員の委嘱について

四日市市社会教育委員設置条例（昭和29年四日市市条例第6号）第2条の規定に基づき、次の4名を四日市市社会教育委員に委嘱する。

令和3年5月12日提出

四日市市教育長 葛西文雄

水谷有子

松岡佳代

伊藤徳也

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

出口文彦

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市社会教育委員

根拠法令 : 社会教育法
 四日市市社会教育委員設置条例
 定 数 : 20名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	水谷 有子	公立幼稚園・こども園長会代表 (泊山幼稚園長)	令和3年6月1日～ 令和4年5月31日	後任
2	松岡 佳代	市立小学校長会代表 (三重小学校長)	令和3年6月1日～ 令和4年5月31日	後任
3	松井 茂雄	市立中学校長会代表 (桜中学校長)	令和2年6月1日～ 令和4年5月31日	(非改選)
4	伊藤 徳也	北勢地区県立学校長会代表 (北星高等学校長)	令和3年6月1日～ 令和4年5月31日	後任
5	出口 文彦	四日市市自治会連合会代表 (四日市市自治会連合会理事)	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
6	川井 奈穂子	四日市市P T A連絡協議会代表 (四日市市P T A連絡協議会副会長)	令和2年6月1日～ 令和4年5月31日	(非改選)
7	平賀 達也	四日市市スポーツ協会代表 (四日市市スポーツ協会副会長)	令和2年6月1日～ 令和4年5月31日	(非改選)
8	越野 雅代	四日市市子ども会育成者連絡協議会 (四日市市子ども会育成者連絡協議会副会長)	令和2年6月1日～ 令和4年5月31日	(非改選)
9	竹下 すま子	元社会教育推進員	令和2年6月1日～ 令和4年5月31日	(非改選)
10	石田 利博	学識経験者	令和2年6月1日～ 令和4年5月31日	(非改選)
11	近藤 典子	元小学校長	令和2年6月1日～ 令和4年5月31日	(非改選)

< 議案参考資料 >

社会教育委員	
活動内容	<p>毎回テーマを決めて、市の施策や事業を社会教育等関係部署から報告していただき、それについて議論を行っている。これまでは、公民館活動や、生涯学習事業などを取り上げた。</p> <p>令和2年度の会議は、「久留倍官衙遺跡公園の社会教育施設としての活用について」を議題として取り上げた。現地見学ののち、久留倍官衙遺跡公園ボランティアの方も交えて会議を開催した。</p>
議論の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは久留倍官衙遺跡公園のことを知っていただくのが大切。そのためには、小中学校の遠足や社会見学などで子ども達に来てもらい、そこから親子での来園等につなげていくといいのではないかと。 ・遠隔地の学校のためのバス代の支援や、久留倍官衙遺跡公園を含めた見学コースの提案などがあるとよい。
開催頻度	年間2回程度実施
政策の反映状況 や業務改善事例	<p>小学校遠足の様子</p> 

○社会教育法（抜粋）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○四日市市社会教育委員設置条例

(名称)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第4章の規定に基づき、本市に四日市市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は20名以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

3 職にあるもの、若しくは団体の代表者の故をもって委員となったものの任期は、その職にあるうちとする。

4 委員は、辞任しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。欠員による後任者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

(招集及び会議)

第4条 委員の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

2 委員を招集しようとするときは、あらかじめ各委員に日時、場所及び会議に附議すべき事項を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(会議の成立)

第5条 委員の会議は在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 四日市市社会教育委員会条例は、廃止する。

附 則（昭和37年3月31日条例第2号抄）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

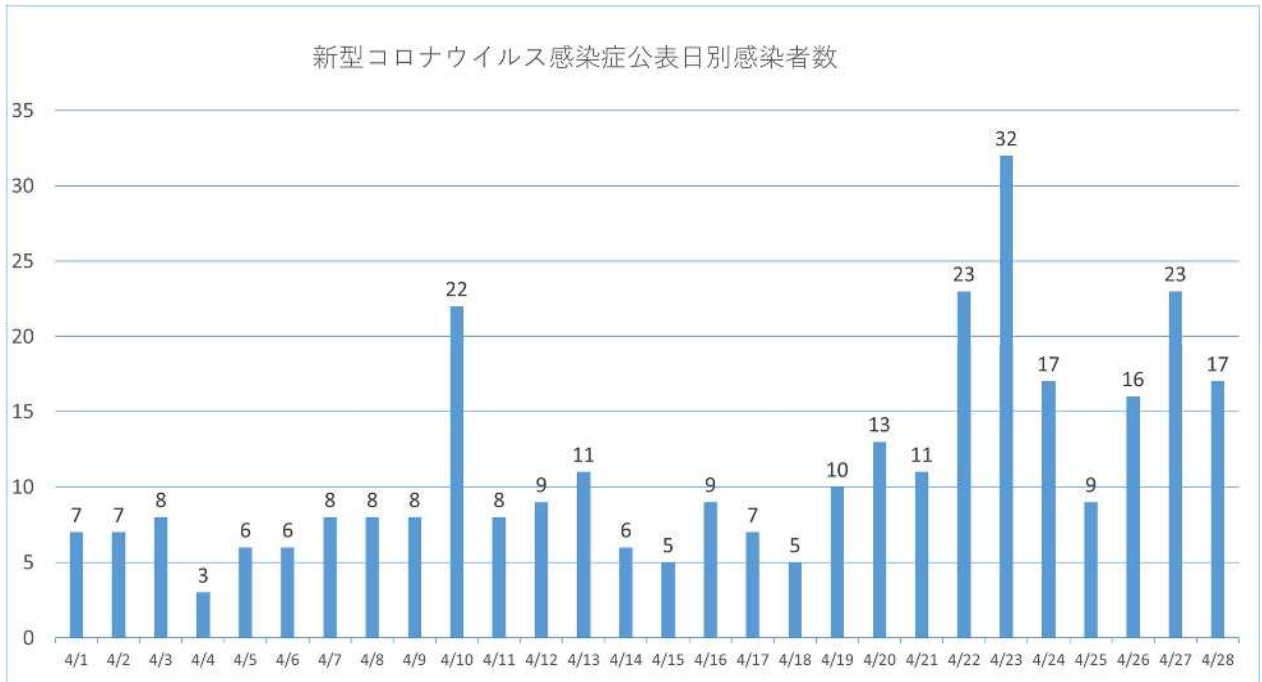
附 則（平成16年12月28日条例第55号抄）

(施行期日)

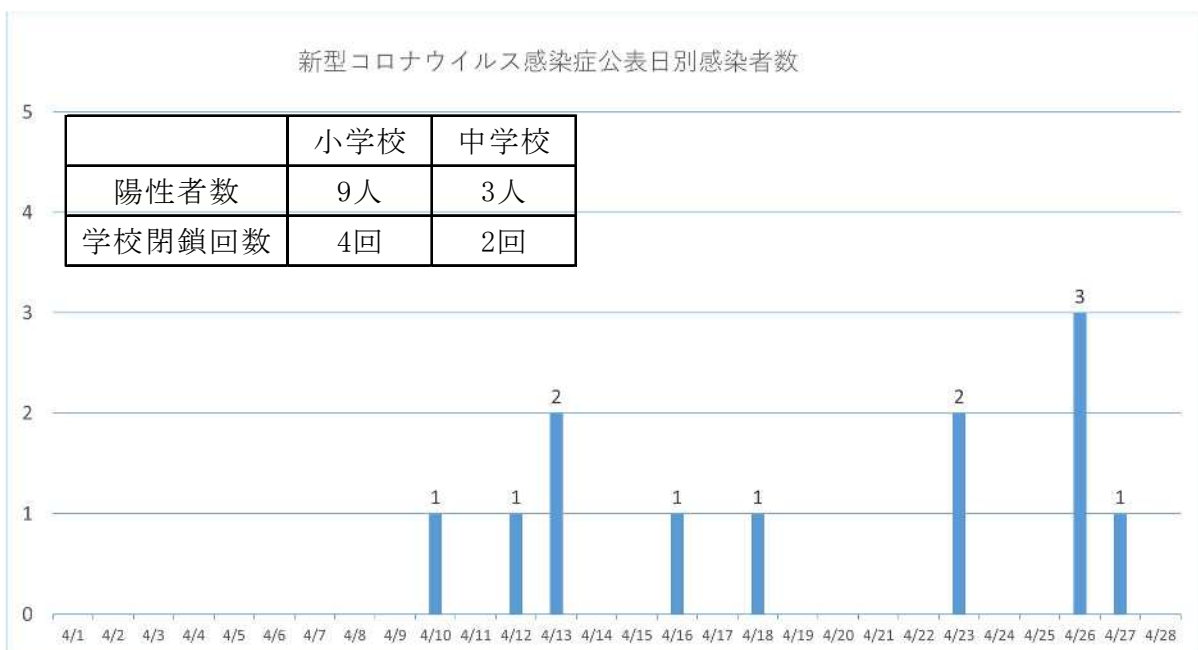
1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

令和3年4月 市立小中学校における新型コロナウイルス発生状況及び その対応について

1. 四日市市内の新型コロナウイルス発生者数



2. 市立小中学校での陽性者数



3. 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」の発生を踏まえた学校の対応

令和3年4月28日付で「三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」(改訂版)を踏まえた小中学校の対応について(通知)」を発出。主な内容は以下のとおり。

	内 容
教育活動	<p>感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動については、措置が解除されるまで延期する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 ○理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ○音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ○美術、図工における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ○家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ○体育、保健体育における「児童生徒が密集する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 ○一定の人数が来校するような行事(授業参観、進路説明会、講演会等)については、書面通知および動画配信、または延期。
部活動	<ul style="list-style-type: none"> ○自校内の活動とし、休日や祝日は昼食を伴わない午前または午後だけの活動とする。 ○公式大会やコンテストについては、該当生徒・保護者の意向を聞き取ったうえで、主催者が感染対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を徹底して参加できることとする。
社会見学	<ul style="list-style-type: none"> ○昼食を伴う社会見学については、可能な限り延期を検討する。
修学旅行・自然教室	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行は、小学校は一泊二日で県内。中学校は二泊三日で県内中心に新型コロナウイルス感染者数が少ない地域とする。 ○宿泊施設や移動において可能な限り一般客等と混同しないなどの感染防止策を講じるとともに、保護者の理解と必要な協力を得たうえで実施する。

4. 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」を踏まえた社会教育施設等の対応

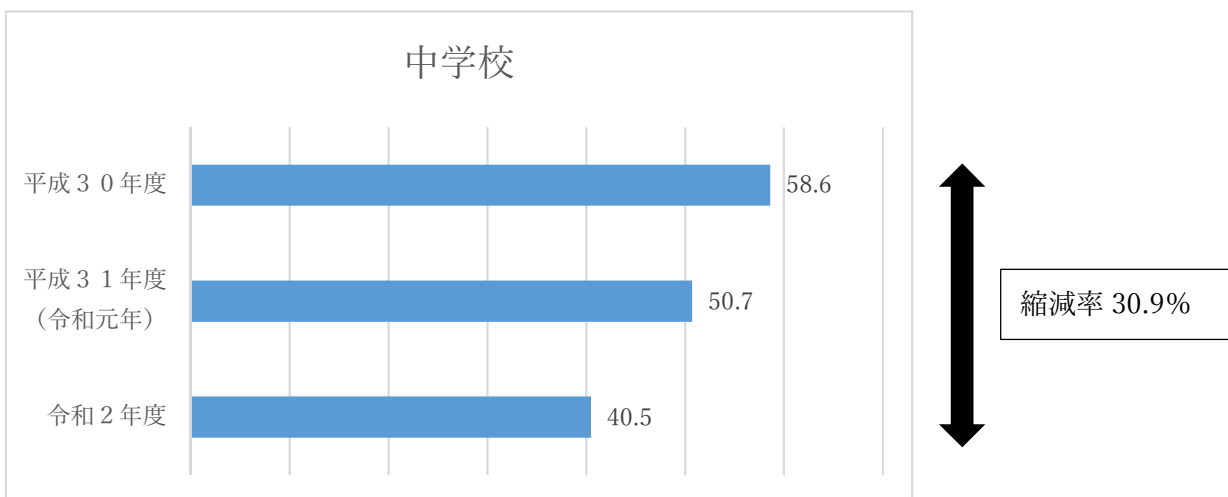
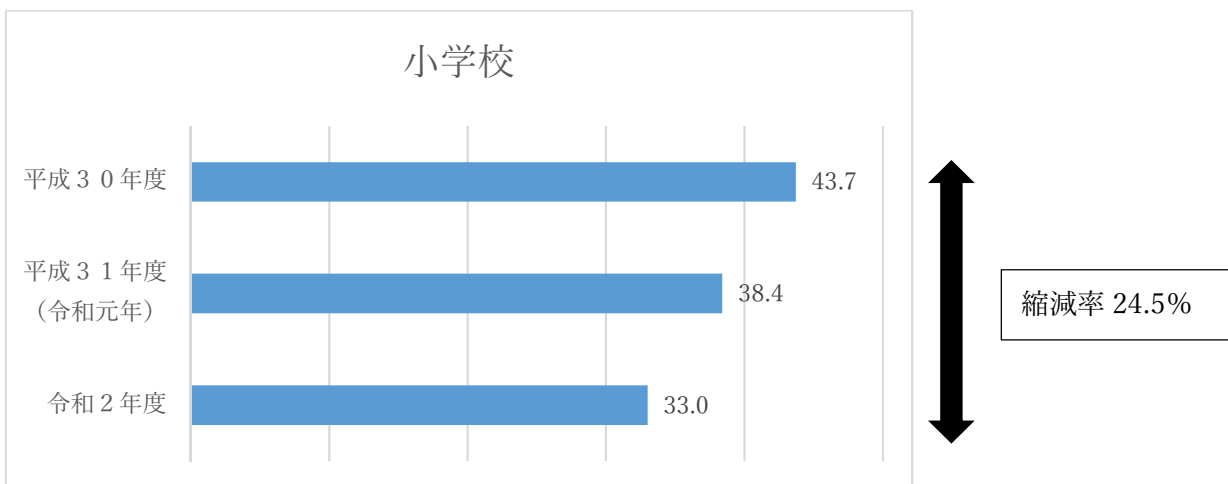
施設名	内容
図書館	引き続き館内における感染症防止策を行い、読みきかせなど行事については中止にすることなく人数制限をかけたうえで実施した。
博物館	<p>主催事業の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月29日（木・祝）～5月5日（水・祝） はじめてのプラネタリウム「なないろどうわ」 ・ 5月1日（土） 展覧会行事「ギャラリートーク」 コズミックスクール「プラネタリウムボールをつくろう」 ・ 5月4日（火・祝）時空街道ツアーex ・ 5月9日（日） ガリレオ教室 <p>番組変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月29日（木・祝）～5月5日（水・祝）の10：05の回 ファミリー番組「秘密結社鷹の爪 THE PLANETARIUM ～ブラブラブラックホールのナゾ～」 ・ 5月4日（火・祝）の14：20の回 一般番組「重力～宇宙を支配する謎のチカラ」
久留倍官衙 遺跡公園	<p>4月27日（火）</p> <p>大人数で集まったの飲食等の自粛を求める貼り紙をした。</p>

教員の時間外勤務状況及び働き方改革について

1. 教員の時間外勤務の時間数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均
平成30年度	小学校	59.9	56.6	54.8	39.1	6.2	45.2	54.5	51.6	34.7	37.7	42.4	42.0	43.7
	中学校	79.4	77.4	67.7	67.7	20.1	56.6	71.0	58.6	50.4	49.4	53.2	52.2	58.6
平成31年度 (令和元年)	小学校	53.5	48.1	48.1	36.3	5.2	46.3	48.2	45.9	34.2	35.1	38.4	21.7	38.4
	中学校	68.6	66.2	59.0	61.3	20.2	53.7	60.4	56.7	46.6	47.3	48.2	20.7	50.7
令和2年度	小学校	35.6	22.5	41.4	41.1	15.1	35.0	39.5	34.2	34.2	26.6	31.5	39.4	33.0
	中学校	36.1	15.5	54.3	54.4	29.3	46.4	49.3	41.7	43.9	34.9	36.4	43.7	40.5

参考：小中学校別一人あたりの時間外勤務時間（月平均）



2. 時間外勤務縮減への取組

○令和元年度を取組事例

- ・ 学校業務アシスタントの全校配置
- ・ 中学校への高性能コピー機の導入
- ・ 部活動協力員の配置

○令和2年度を取組事例

- ・ 校務支援システムの導入
- ・ 小学校への高性能コピー機の導入（令和2年度、3年度の2か年で全校配置）
- ・ 部活動協力員、部活動指導員の配置

3. 令和3年度を取組目標

①保護者及びコミュニティースクールに参画している地域人材を対象とした学校業務改善アドバイザーによる講演会や教職員に向けた研修会等を実施することで、教職員の業務改善を進める。

②部活動協力員（3名）、部活動指導員（6名）を配置し、持続可能な部活動と教員の負担軽減を進める。

総合型地域スポーツクラブと中学校との連携により、休日の部活動の段階的な地域移行を進める。また、土日の部活動を教員の代わりに担うことができる部活動指導員の配置に努める。